許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者	一時限	四時限	普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者
ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）	五時限	二時限	ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許
普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許	三時限	八時限	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

第四項		
前項	減じた時限数）	第六項
［略］		

教習にあっては、一時限	一時限に	減じた時限数）	教習にあっては四時限
			四時限に	減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通免許を受けている者にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては八時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、八時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現にＡＴ普通免許を受けている者及び現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては六時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、六時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）	第五項
前項					
［同上］					

第三項